

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により、次のように特定生産緑地の指定を解除した。

令和7年12月4日

津島市長 日 比 一 昭

生産緑地団地番号	位置	特定生産緑地の面積
1-61	神守町字四丁18	1,487m <sup>2</sup>
1-50	神守町字二ノ割37	864m <sup>2</sup>
1-12	神守町字東浦49	355m <sup>2</sup>
45-5	南本町3丁目51の一部	541m <sup>2</sup>
27-10	橘町5丁目93	1,084m <sup>2</sup>
7-41	愛宕町1丁目63	1,510m <sup>2</sup>

「区域は解除図表示のとおり」